

| | |
|-------|----|
| 意見提出者 | 個人 |
|-------|----|

| | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 項目 | 情報公開法 |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | 政策決定に関わる重要文書・資料の保存義務とその義務違反に対する罰則が不明確である。さらに、曖昧な理由に基づいて行政機関等が文書の不開示を決めることが可能である上、その後の客観的な事後救済制度の整備も不十分である。 |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 情報公開法（正式名称は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」である。） |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他省庁、議員、審議会等委員、関係団体とのやり取りに使用された政策決定に関わる文書は全て作成者と使用者の個人名と役職を付して最低10年保存を義務化し（メール、FAX、電話、面談等全てのやり取りの記録と保存を義務化するべき）、5年でHP上に全て自動公開されるシステムを法制化するべきである。 ・ 全文書に適用される期限を法定し、それ以降は理由によらず必ず公開されるところとするべきである。 ・ 文書を廃棄する場合は、HP等による事前告知を義務化するべきである。 ・ 文書管理責任者を明確にし、故意又は過失による廃棄又は虚偽主張に処分を加えられるとするべきである。 ・ 開示の実施の方法は、原則として請求者の求める方法によらなければならないと法定し、オンライン開示、電子媒体による開示の促進を図るべきである。 ・ 不開示情報である「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報」かどうかの判断に、行政機関等の裁量を大きく認めるべきでない。 ・ 国等における審議・検討等に関する情報で、それを公にすることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報についても、行政機関の裁量が大きく入る余地があるため、原則開示とすべきである。 ・ 情報公開法6条1項から「容易に」とただし書きを削除し、可能な限り情報は切り分けて開示しなければならないと明確化するべきである。 |

- ・情報公開法5条1号ハに公務員の氏名を加え、公務員の個人名も原則開示にし、5条5号・6号二を削除・修正し、省庁の検討情報と天下りも含め人事に関する情報も後に原則開示されるべきとするべきである。
- ・開示請求から開示決定等までの期限を短縮する。
- ・特例としての開示の無期限延長を見直す。
- ・実費と利用者の負担の両方のバランスを考慮し、手数料の減額を検討する。
- ・不服申立てがなされてから審査会への諮問を行うまでの法定期限を導入する。
- ・情報公開訴訟を、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所にも提起できるようにする
- ・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成・提出を求める手続を導入する・
- ・裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入する。
- ・衆議院事務局は申し訳程度に規定を設けているようだが、それだけではなく、参議院事務局、会派又は議員の活動に関する情報を含め、各議員も含め国会全体におけるきちんとした文書保存制度と情報公開制度を整え、立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開システムの法制化を行うべきである。